

■議案第87号 高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

【要旨】

高知県自治会館の新築移転に伴い、高知県市町村総合事務組合の事務所を移転するため、規約の改正が必要になったものです。

一部事務組合の事務所の位置の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項において、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事に届け出なければならないと規定されており、また、上記の協議については、関係地方公共団体の議会の議決が必要（地方自治法第290条）となっていますので、関係地方公共団体である本町の議会の議決を求めるものです。

【改正内容】

第4条中「5丁目2番3号」を「4丁目1番35号」に改める。

施行日：平成28年10月1日

現在の規約

第4条 組合の事務所は、高知県高知市本町5丁目2番3号高知県自治会館内に置く。

【根拠法令】

地方自治法 抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。